

光地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会（第8回） （書面開催）

【委員】

光市長、下関地方気象台長、山口県総務部理事、山口県周南土木建築事務所長

【議事】

○ 規約・流域治水部会設置要綱の改正

→下関地方気象台を流域治水部会の部会員に追加する。

○ 取組の進捗状況

→「光地域の減災に係る取組方針」（以下、「地域の取組方針」）に基づいて各機関が連携して実施する具体的な取組について、これまでの成果や進捗状況を確認・共有する。

○ 「地域の取組方針」の見直し

→現行の「地域の取組方針」を策定後、概ね5年が経過したことから、これまでの取組の進捗状況を踏まえ、次期「地域の取組方針」への見直しを行い、引き続き、各機関が連携して減災に係る取組を推進する。

例）洪水浸水想定区域図等の作成の推進

水防法の改正により、想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域図・ハザードマップの作成対象が中小河川等に拡大されたことから、全ての県管理河川において浸水想定区域図等の作成を推進し、水害リスク情報の空白域の解消を図る

○ 流域治水の取組

→「流域治水プロジェクト」のフォローアップ（時点更新など）を行い、引き続き、流域全体のあらゆる関係者が協働して、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を計画的に推進する。

【意見】

・減災対策協議会の各種取組事項について、了承する。（光市長、下関地方気象台長、山口県総務部理事、山口県周南土木建築事務所長）